

### ①自立支援教育訓練給付金事業

就業に役立つ教育訓練講座を受講する場合にその費用の一部を支給。  
(※通信制を含む。)

#### 1.対象者

南相馬市内に住所を有する20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母又は父

#### 2.対象講座

雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座  
※厚生労働大臣指定

#### 3.給付額

講座を受講するために支払った費用の60パーセント  
※上限20万円、下限12千円

### ②高等職業訓練促進給付金等事業

就職に有利な資格を取得するため、1年以上修業する場合に、  
最長36か月間給付金を支給。(※通信制を含まない。)

#### 1.対象者

南相馬市内に住所を有する20歳未満の子を養育する  
ひとり親家庭の母又は父

#### 2.対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、  
作業療法士 など

#### 3.給付金の種類及び給付額

- ・訓練促進給付金・ 市民税非課税世帯 100,000円(月額)  
市民税課税世帯 70,500円(月額)
- ・修了支援給付金・ 市民税非課税世帯 50,000円(卒業時)  
市民税課税世帯 25,000円(卒業時)

ひとり親  
家庭の親等  
への  
自立支援策

#### ※3つの給付金に共通要件

児童扶養手当の受給者又は、  
所得水準が児童扶養手当の  
支給要件と同水準にあること。

### ③高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

希望する職種への就業、安定した就業のために、高卒認定試験の合格を目指し民間事業者が  
実施する対策講座を受講する場合にその費用の一部を支給。(通信制を含む。)

#### 1.対象者

南相馬市内に住所を有する20歳未満の子を養育  
するひとり親家庭の母又は父 **及び20歳未満の児童**

#### 2.対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座

#### 3.給付金の種類及び給付額

- ・受講修了時給付金…講座を受講するために支払った費用の20パーセント  
※上限10万円、下限4千円
- ・試験合格時給付金…高卒認定試験に全科目合格した場合に、講座を受講  
するために支払った費用の40パーセント  
※両給付金の合計、上限額15万円  
※受講修了時から2年以内に、「試験合格の必要有」